

所管部課名	農林水産部林務水産課	担当者	江口 勝						
事務事業名	甌島水産物地産地消促進事業								
根拠法令	甌島水産物地産地消促進事業補助金交付要領								
補助経過年数	1年以上5年以下								
平成30年度 予算額	1,800 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,800 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	川内とれたて市場決算書（売上額）		120,000千円		平成33年度				
成果指標②	水産物運搬数量（ケース数）		5,000ケース		平成33年度				
補助対象者	甌島漁業協同組合								
補助対象経費	甌島漁業協同組合の水産物の出荷にかかる川内市漁業協同組合までの陸上の輸送費等								
補助対象事業・活動の内容	甌島漁業協同組合が川内市漁業協同組合に出荷する甌島地域の水産物が薩摩川内市本土地域や近隣市町村へ供給できることが見込まれるものである。								
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は補助率	予算で定める額以内								
上記項目の積算方法	串木野新港から川内市漁協までの輸送見積単価×回数、役務費								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度			
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）		
	収入	自己資金	0		3,500	0.6%	0	0.0%	
		会費収入				0.0%		0.0%	
		事業収入			3,500	0.6%		0.0%	
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%	
		市補助金			600,000	99.4%	1,580,816	100.0%	
					0.0%		0.0%		
		（前年度繰越金）			0.0%		0.0%		
		計	0		603,500	100.0%	1,580,816	100.0%	
		支出	事業費			603,500	100.0%	1,580,816	100.0%
			人件費				0.0%		0.0%
	その他事務費					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%		
					0.0%		0.0%		
					0.0%		0.0%		
	（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%		
	計		0		603,500	100.0%	1,580,816	100.0%	
支出計/前年度支出計						261.9%			
自己資金/前年度自己資金						0.0%			
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%			
交付件数		1		1					
成果指標の推移①		35,917千円		84,565千円					
成果指標の推移②		378ケース		2,899ケース					
特記すべき事項等	【事業のPR方法】水産物販売について、新聞折込やFMさつまさんだ、防災無線などにより広報活動を行い また、山間部での鮮魚販売所を増やすことで甌島産の水産物が消費者の口コミで広がっている。 【費用対効果】水産物の地産地消による直売を行なうことで、消費者へ新鮮で安価な水産物の提供が出来る。 【補助事業以外の事業】なし 【その他】当該補助事業は、平成28年11月から始まり、現在、3年目であるが、1年に1、2回実施していた水産物販売イベントや川内市漁協で実施していた月1回の水産物の直売で、消費者から甌島、川内産の水産物を薩摩川内市内へ流通して欲しいと要望が多かったことから、水産物直売所（川内とれたて市場）の整備に伴い川内市漁協と甌島漁協が連携し、川内、東郷、樋脇、祁答院方面や近隣市町村へ新鮮で安価な水産物を流通させるため、今回、串木野新港から川内市漁協までの運搬補助を計画した。川内市漁協から各直売所への運搬費は川内市漁協が賄っている。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内、東郷、樋脇、祁答院方面へ流通していない甌島産の水産物を低価格で流通させるための取り組みであるため。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	薩摩川内市の甌島産の水産物が、川内、東郷、樋脇、祁答院方面へ流通するに当たり、そのシステムが確立されていないことから、甌島産の水産物を取り扱っている甌島漁協へ「串木野新港から川内市漁協へ」陸路の運搬補助を行なうものであり、産地から直接、地域住民へ新鮮で安価な水産物の提供を行い安定的な地産地消を目指している。また、甌島の水産物は主に鹿児島方面へ出荷しているため、定着している出荷ルートを変更することは困難であることから、当面、「串木野新港から川内市漁協へ」陸路の運搬補助を行なう必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	川内とれたて市場を通じて甌島産の水産物を販売していることから売上額と甌島漁協からの出荷個数を見極めとしているが、川内市漁協の取り扱い数量にも限度があることから、今後、取り扱いできる店舗を増やして行きたい。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	水産物の取引数量や販売数量の把握が必要なため甌島漁協が妥当と考える。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	甌島の水産物は主に鹿児島方面へ出荷しているため、定着している出荷ルートを変更することは困難であり、川内方面への水産物の流通については、甌島の漁師や甌島漁協へのメリットが少ないことから補助率については現在100%としている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	地産地消に伴う新鮮で安価な水産物について、消費者への認知度が向上することにより、取り扱い数量が増えることから流通コストの削減に繋がるため、固定的な補助にはならないと思われる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	甌島漁協は、漁業者の水産物を内地方面へ自由に出荷しており一定の公益性はあるが、今回の運搬補助ルートの固定的な部分については認められない部分がある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	甌島産の水産物の地産地消については、当該補助の手段しかなく、外に陸路の運搬補助はない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	目的を達成するためには、公費の充当は妥当と思われる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 安定的な地産地消が見込まれるまで必要な事業である。また、地元での水産物消費拡大を図り市場相場に左右されない漁業者の安定経営へ繋げて行きたい。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》

甌島水産物地産地消促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる甌島水産物地産地消促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は甌島漁業協同組合とする。
- (2) 甌島漁業協同組合が川内市漁業協同組合に出荷する甌島地域の水産物が薩摩川内市本土地域に供給できることが見込まれるものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次に掲げる経費について交付する。

- (1) 甌島漁業協同組合の水産物の出荷にかかる川内市漁業協同組合までの陸上の輸送費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと思われられる場合

(実績報告)

第7条 甕島水産物地産地消促進事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る陸上輸送された水産物の名称、数量がわかる書類
- (2) 川内市漁業協同組合の受け取りがわかる書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、補助金の申請年度の川内とれたて市場の決算書において測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。